

建設業許可申請書及び添付書類一覧

↓ この表はチェックリストになっているため、空欄が申請に必要な書類になります。

様式番号	書類の名称	①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	⑥般特新規+業種追加	⑦般特新規+更新	⑧業種追加+更新	⑨般特新規+業種追加+更新	備考
	建設業許可申請受付票										
第1号	建設業許可申請書										
別紙一	役員等の一覧表										<注2>
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)					-					
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	-	-	-	-	-					
別紙三	収入証紙貼付書										
別紙四	専任技術者一覧表										
第2号	工事経歴書					○					<注3>
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額					○					
第4号	使用人数					○					
第6号	誓約書										
	登記されていないことの証明書										<注4>
	身分証明書										<注4>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等直接補佐する者の証明書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
別紙一	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	組織図	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
第7号の3	健康保険等の加入状況										
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等										
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)					-					
	技術検定合格証明書等の資格証明書					-					
第9号	実務経歴証明書					○					
	卒業証明書					○					
第10号	指導監督的実務経歴証明書					○					<注5>
	監理技術者資格者証の写し					<注6>	○	<注6>			
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表										<注7>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書										<注8>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書										<注9>
	定款					△					<注10>
第14号	株主(出資者)調書 【法人】			○	○	△	○	△	△	△	
第15号	貸借対照表 【法人】			○	○	○	○	○	○	○	<注11>
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人】			○	○	○	○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書 【法人】			○	○	○	○	○	○	○	
第17号の2	注記表 【法人】			○	○	○	○	○	○	○	
第17号の3	附属明細書 【法人】			○	○	○	○	○	○	○	<注12>
第18号	貸借対照表 【個人】			○	○	○	○	○	○	○	
第19号	損益計算書 【個人】			○	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)					△					<注13>
第20号	営業の沿革			○	○	○					
第20号の2	所属建設業者団体			○	○	△	○	△	△	△	
第20号の3	主要取引金融機関名			○	○	△	○	△	△	△	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)			○	○	○	○	○	○	○	
	技術関係職員名簿										

注1 ○…省略可能 △…変更がなければ省略可能 □…該当するいずれか提出必要 ※空欄は必要です。

注2 個人事業者であっても、経管者については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。

注3 般特新規、業種追加は、追加した業種のみ必要です。

注4 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員等及び令3条使用人全員のものが必要です。(申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る)

注5 特定建設業で2級相当の資格者を監理技術者等として認定する際に必要です。

注6 監理技術者資格者証の写しにより、専任技術者証明が可能です。

注7 法人で主たる営業所の場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。

注8 常勤役員等は、作成不要です。

注9 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。

注10 新規、業種追加については、定款及び登記の「目的」欄に当該工事に関する記述が必要です。

注11 新たに特定建設業の許可を受ける場合は、貸借対照表の添付が必要です。

注12 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)は必要です。

注13 登記事項証明書は申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。